# 間近で見る「中村部屋」朝稽古見学と 関取と囲む中村部屋オリジナルちゃんこ鍋お食事会



## ●中村部屋について

## 師匠 元嘉風 最高位:東関脇

### 三賞:殊勲賞2回/敢闘賞4回/技能賞4回

中村部屋は2024年6月に創設。現役時代 に親方が磨いた技、日々のトレーニング方 法、力士として最高のコンディションを維持 するための食生活への知識を活かし、伝統 的な相撲文化を大切にしながらも、現代的 なアプローチを取り入れた稽古と生活習慣 を徹底。親方の相撲精神「前へ前へ、迷わ ず進む との想いで、カナたちは日々厳しい 稽古に励んでいます。

主な所属力士:嘉陽 友風 宮乃風 (2025年10月時点)



8:55 現地集合

9:00~10:30 相撲稽古見学(取り組み体験)(注)

10:30~11:00: 写真撮影&食事支度

11:00~12:00 中村親方・関取とちゃんこ鍋の食事

12:00頃 現地解散

●最少催行人員/10名様 ●食事/昼食1回

●集合場所/中村部屋 (JR両国駅西口より徒歩約2分)

■出発日: 2025年12月13日(土) 日帰り

■旅行代金: **23,800**円(おとなおひとり様)(税込)

※見学席とお食事のお席の場所はお選びいただけません。

また、椅子席ではなく座布団等に床座となります。予めご了承ください。 ※お手洗いは力士用トイレとなり大きめの便座となります。

※ 全)取り組み体験ご希望の場合、男性2~3名程度となり、ご希望いただいても体験できない場合があります。







【この書面は、旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。】



写真提供:全て中村部屋

## ツアーのご案内 必ずお読みください。

●添乗員…同行しません。現地係員が対応いたします。 ●最少催行人員…10名 ●催行中止について…最少催行人員に満たない場合、ご旅行開始日の前日から起草してきかのぼり、13日目に当たる日より前に催行中止ときせていただきます。 ● お申し込み長齢辞切…ご出発の14日前までお申し込みいただけます。それ以降は、すべての予約手配が可能になり次第、お引き受けいたします。 ●集合時間・集合場所・出発時間等の最終的な日程…ご旅行出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)にてお知らせいたします。 その他、詳しくは係員までご相談ください。

## 国内ご旅行条件(要約)

1.募集型企画旅行契約

(株)日本旅行(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する国内旅行で 、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結するこ

(つ) 中心3	3)中心並(の) 人様につき)				
旅行代金	20,000円未満	20,000円以上50,000円未満	50,000円以上100,000円未満	100,000円以上	
お申込金	5.000円以上	10,000円以上	20,000円以上	旅行代金の20%以上	

(4)募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾し前(3)の申込金を受領したと きに成立したものとします。 (5)通信契約による旅行契約は、当社らがお申し込みを承諾する通知を発し、当

(の)囲信英制にある原代1英制は、当社らかの中心とのである。の地域で来ら、当 該適利が記念様に到達した時に成立します。 3.旅行代金のお支払い 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日よ り前にお支払いいただきます。 **4.旅行中止の場合** 

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当

詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申し込みください。 24.7月改定 社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から 温度が、からいでは、 起達してさかのぼって13日前に当たる日(日帰り旅行は3日前)より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。 5.旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

プレットに記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事 代、入場料、消費税等諸税、空港施設使用料及び添乗員同行費用が含まれ

ます。 (2)旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的性質の諸費用は含

お客様からの旅行契約の解除(取消料)

0.0合存がつめいが了突がりの解析(取消科科) (1)お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいて、旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

旅行契約の解除期日	取消料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行
①21日目に当たる日以前の解除	無料	無料
②20日目に当たる日以降の解除(③~⑦を除く)	旅行代金の20%	無料
③10日目に当たる日以降の解除(④~⑦を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日目に当たる日以降の解除(⑤~⑦を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始日当日の解除(⑦を除く)	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

(2)なお、取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間に解除する旨をお

申し出いただいた日とします。 (3)お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合、旅行 費用全額に対して取消料が適用されます。 (4)宿泊のみご予約になった場合

行開始後の解除 +-14-4m:m.ks.r.seta 当日 前日 2日前 3日前 4日前 5日前 6日前 7日前 8日前-20日前 1~14名 無料 31名以上 100%

7.個人情報の取り扱いについて

7.個人情報の取り扱いについて (1)株式会社日本旅行(以下「当社といいます)及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者(以下販売店」といいます。)を指して当社らといいます。ア、当社らは、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して基準を指規機等サービス手配、提供のため、③旅行の異く管理のため、⑤、当社の旅行契令管理のため、⑥、当社の旅行契令管理のため、⑥、当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑥当 当社の旅行契約1の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、(8) 社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、(9旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、(9アンケートのお願いのため、(9特典サービス提供のため、@統計資料作成のため、に利用させていただきます。 イ当社とは、取得した贈買履歴やWEBでの閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。 (2)上記ア(2)、③、(9)回目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、ク

(2)上記ノ(2)、(3)、(4)の目的を達成するため、お客様の氏名、任所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を輸送・宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社等に書類又は電子データーにより、提供する事があります。
(3)当社及び当社グループ会社はお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡たを、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。なお当社グループ会社の名称は当社のホームページ(https://www.nta.co.jp/)をご参照下さい。
8.ご旅行条件・ご旅行代金の基準

この旅行条件は2024年7月1日を基準としています(更新日2025年10月1日)。 また旅行代金は2025年10月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

「地球にやさしい旅人宣言」--自然や文化遺産を大切に-株式会社 日本旅行



観光庁長官登録旅行業第2号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 おとなび・ジパング商品センター

大阪市北区芝田2-4-24

旅行企画







## 受託販売 株式会社JCBトラベル

観光庁長官登録旅行業第1822号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

本社営業所 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 〒171-0033 総合旅行業務取扱管理者:市川 育広

大阪支店営業所 大阪府大阪市中央区北浜東4-33 北浜 NEXU BUILD 〒540-0031 総合旅行業務取扱管理者:広瀬 直子

旅行業公正取引

### ●お問い合わせ・お申し込みは下記へ。

## 受付時間 10:00AM~6:00PM 日·祝·年末年始

※JCBトラベルからお客様へご連絡する際の発信者番号は下のフリーダイヤルとなります。 ※下のフリーダイヤルにおかけになると自動音声でご案内します。ガイダンスに従ってメニュー番号をご入力ください。

## JCBトラベルデスク ザ・クラス専用ダイヤル

0120-308-155 \*\*い口のサイクラスのお客様はお住まいの地域にかかわらず、専用ダイヤルへお電話ください。

JCBトラベルデスク 東京0120-950-347 大阪0120-950-348

※愛知県・岐阜県・富山県から西にお住まいの方は大阪へ、それ以外の方は東京へお電話ください。

●総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、 担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく左の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

西J4050123-043